

開発・建築許可申請書添付図書				申請人	
				申請地	
開発面積	m <sup>2</sup> 予定建築物		用途地域		
手数料	自己用 ・ 自己の業務用 ・ 非自己用 (円)				
ア 添付書類					
	図書の名称	29条	43条	説明	チェック
1	開発・建築行為許可申請書			申請者は既に開発許可を申請していないか（調整区域）	
2	権利者一覧表			権利物件が二以上の場合	
3	権利者の同意書			所有権、抵当権等開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書、印鑑証明書添付	
4	土地及び建物の登記事項証明書			申請時以前3か月以内のもの	
5	住民票又は法人の登記事項証明書			申請時以前3か月以内のもの	
6	委任状			申請手続きを代理人に委任する場合	
7	排水先利害関係者との協議書			申請区域の排水を放流する場合の接続許可等 (道路側溝：放流に対する施工承認、用水路等：占用許可等)	
8	設計者の設計資格に関する申請書		—	開発区域の面積が1ha以上の場合のみ。（卒業証明書等も含む）	
9	設計説明書	◇	—		
10	資金計画書	△*	*	預金残高証明書、融資証明書、収支計画書、資金計画書	
11	資力信用に関する申告書	△	△	納税証明書、業務経歴書、法人にあつては財務諸表、個人にあつては履歴書、分譲開発の場合は宅建業の許可	
12	工事施行者の能力に関する証明書	△	△	工事経歴書、技術者名簿、納税証明書、法人登記簿謄本、建設業の許可証明書	
13	公共施設の管理者等一覧表		—	開発行為に関する公共施設について作成する	
14	付け替えに係る公共施設の新旧一覧表		—	開発行為により付け替えする公共施設について作成する	
15	公共施設の管理に関する協議書		—	新たに設置される公共施設の帰属・管理及び従前の公共施設の帰属について作成する	
16	公共施設の管理に関する同意書		—	開発行為に関する公共施設の管理者の同意書	
17	消防施設に関する協議書	◇	◇	所轄の消防署との協議	
18	宅地性を証明する書類	—		土地登記事項証明書、固定資産（土地・家屋）課税台帳登録事項証明書、農地法建築確認等許認可証	
19	その他市長が必要と認める書類				

- 注 △：自己の居住用又は自己の業務用を目的とする開発行為で、開発区域の面積が1ha未満の場合には添付することを要しない。
- ◇：自己の居住用を目的とする開発行為の場合には添付することを要しない。
- \*：法第34条各号（令第36条第1項第3号）の自己の居住用以外の場合は添付すること。

イ 図面					
名 称	標準縮尺	29条	43条	明 示 する 事 項	チェック
位 置 図	50,000分の1以上			開発区域, 周辺道路の位置・名称・幅員, 放流先の水路等の位置・名称等	
公 図 の 写 し				法務局備付けの公図のとおり着色・転写者氏名・捺印	
開 発 区 域 図	2,500 分の1以上			位置, 方位, 行政界, 都市計画区域界	
現 況 図	2,500 分の1以上			位置, 方位, 等高線, 付近の土地利用状況	
土地利用計画図	1,000 分の1以上			開発区域界, 公共施設の位置・形状, 予定建築物の敷地形状・位置等・周辺道路種別・幅員, 境界協定年月日等	
造成計画平面図	1,000 分の1以上	▲	—	開発区域界, 切土・盛土部分, がけ・擁壁部分, 道路の位置・形状・幅員・勾配	
造成計画断面図	200 分の1以上	▲	—	開発前地盤, 切盛土後の地盤面	
排水施設計画平面図	500 分の1以上			排水施設の位置, 種類, 材料, 内のり寸法, 水の流れの方向等 公共下水道事業認可区域(内・外)	
排水施設構造図	50分の1 以上			規模, 形状, 汚水, 雨水, 浄化槽型式適合認定書等	
給水施設計画平面図	500 分の1以上	◆	◆	位置, 形状, 種類, 構造, 消火栓の位置等	
がけの断面図	50分の1 以上			高さ, 勾配, 地質, 構造等	
擁壁の構造図	50分の1 以上			展開図, 標準断面図(寸法, 勾配, 材料の種類等)	
公共施設新旧対照図	1,000 分の1以上		—	実測により作成	
求 積 図	1,000 分の1以上			実測図による三斜法又は座標計算	
計 算 書				雨水・汚水の流量計算書, 擁壁の構造計算書及び安定計算書等	
予定建築物の平面図等	100 分の1以上			予定建築物の各階平面図及び立面図, 求積図 (部屋の用途, 寸法線, 面積, 高さ記入)	
現 況 写 真		▼		全景(開発区域界を赤線等で明示), 境界杭, 建築物の連たん状況等, 写真撮影方向図添付	
その他市長が必要と認める主な図書				<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察・道路管理者との交通協議, 軌跡図</li> <li>・風致地区条例許可申請</li> <li>・周辺の開発済敷地・未利用地との一体誓約書</li> <li>・市土砂等の埋め立て等の規制に関する条例許可, 届出</li> <li>・ゴミステーションの設置予定(有・無) ⇒ごみ減量課との協議(済・未)</li> </ul>	
他法令のチェック				<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけ条例(建築指導課と協議)</li> <li>・急傾斜地法の指定する災害危険区域(内・外)</li> <li>・土砂災害警戒区域(内・外)</li> <li>・水防法第14条で指定する浸水想定区域(内・外)</li> <li>・開発区域付近に文化財あり(文化課と協議)</li> <li>・森林法に基づく許可・届出</li> <li>・開発区域付近に計画道路あり(都市計画法53条許可)</li> <li>・市景観条例に基づく届出(要・不要)</li> <li>・地区計画(有・無)</li> <li>・土地区画整理事業区域(内・外)</li> <li>・立地適正化計画に基づく届出(要・不要)</li> <li>・調整区域内 地域拠点区域, 小学校周辺地域(内・外)</li> </ul>	

注 ▲：法第42条第1項ただし書きによる申請の場合は不要

◆：自己の居住用は不要

▼：法第42条第1項ただし書きによる申請の場合のみ必要